

**【表紙】**

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年3月5日
【報告者の名称】	株式会社セゾン情報システムズ
【報告者の所在地】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	03(3988)3477
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画室 室長 赤木 修
【縦覧に供する場所】	株式会社セゾン情報システムズ (東京都豊島区東池袋三丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成27年2月20日付で提出しました意見表明報告書の記載事項に、訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の10第8項において準用する第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

- 3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由
- 4 役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数
- 6 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

## 3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。また、訂正後の内容として、添付別紙をご参照ください。

## 3 【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

<訂正前>

### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、ECM マスター ファンド SPV 1(以下「公開買付者」といいます。)により開始された当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、エフィッシモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー(以下「エフィッシモ」といいます。)から本公開買付けを開始する旨の通告を受けて以降、本公開買付けの内容を慎重に検討しているところ、以下に記載する本公開買付けに至る経緯のとおり、本公開買付けは、当社取締役会や大規模買付ルール(以下に定義されます。)に基づき設置された特別委員会に対し、本公開買付けに関する検討のための十分な時間が与えられないまま突然開始されたものであるため、当社は、本日開催の取締役会において、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保し、公開買付者に対する質問を行うことを決議いたしました。

エフィッシモは、平成23年9月、主として市場内取引により、当社の議決権割合が最大33%となる当社株式の買付けを行う可能性がある等として、平成23年6月10日開催の当社株主総会において承認された大規模買付ルール(以下「旧プラン」といいます。)に基づき、当社に対し、意向表明書を提出しました。これを受けて、当社は、旧プランに従い、エフィッシモに対して必要情報の提出の要請等を行ったほか、特別委員会に対する諮問を行った上で、特別委員会からの答申の内容を最大限尊重して、エフィッシモから提案を受けた大規模買付行為に反対し、これを中止することを求める議案を、平成24年6月12日開催の当社株主総会に付議いたしました。同議案は、エフィッシモ及び当社の発行済株式総数の約46.84%の株式を保有する株式会社クレディセゾンを除く出席株主の約9割の賛成により可決されたため、当社は、旧プラン及び特別委員会の答申に従い、エフィッシモに対し、当該株主総会において確認された当社株主の意思を厳に尊重し、直ちに大規模買付行為を中止することを要請いたしました。

その後、旧プランは、平成26年6月12日開催の当社株主総会の終結の時をもってその有効期間が満了したため、当社は、同株主総会において、エフィッシモ及び株式会社クレディセゾンを除く出席株主のうち9割超の株主の承認を得て、特別決議により定款の変更を行い、変更後の定款に基づき、旧プランの内容を一部変更して大規模買付ルール(以下、更新後の大規模買付ルールを「大規模買付ルール」といいます。)を更新しております。

今般、当社は、平成27年2月6日(金)、エフィッシモから、同月9日(月)に本公開買付けの開始を決定し、公表する旨の一方的な通告(以下「本通告」といいます。)を受けました。本公開買付けは、大規模買付ルールに定める大規模買付行為に該当するため、当社取締役会は、大規模買付ルールに定める手続に従い、本公開買付けに対する意見をとりまとめ、公表することになります。

そこで、当社は、野村證券株式会社をフィナンシャル・アドバイザー、森・濱田松本法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、両者の助言を受けながら、本公開買付けに係る公開買付届出書、平成23年にエフィッシモが当社に対して提出した必要情報の更新として本通告とともにエフィッシモから受領した情報及びその他の資料の分析・検討等を開始いたしました。

大規模買付ルールにおいては、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の取りまとめ等を行うに当たり、事前に、その判断の公正性を確保するために、特別委員会に対する諮問を行うものと定めております。当社取締役会は、本日、当社取締役会の本公開買付けに対する意見について特別委員会に諮問を行うことを決議し、諮問を行っております。

また、当社取締役会は、より慎重に本公開買付けに係る検討等を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめるため、本日開催の取締役会において、別紙「公開買付者に対する質問」記載のとおり、公開買付者に対する質問を行うことを決定いたしました。

当社においては、公開買付者に対する質問の回答も踏まえた上で、大規模買付ルールに従い、特別委員会による答申を最大限尊重し、当社取締役会としての最終的な意見を取りまとめて公表する予定であるため、当社は、現時点においては、本公開買付けに対する意見を留保することが適切であると判断いたしました。

株主の皆様におかれましては、当社が今後行うことを予定している再度の意見表明及び当社から開示される情報に引き続きご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

上場廃止の見込みはありません。

### (4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

上記(2)に記載のとおり、当社取締役会は、大規模買付ルールに基づき、本公開買付けに対する当社取締役会としての意見の取りまとめ等を行うに当たり、その判断の公正性を確保するために、特別委員会に対し、平成27年2月12日に本公開買付けに係る検討を行うことを要請し、更に、本日開催の取締役会において、当社取締役会の本公開買付けに対する意見について諮問を行うことを決議し、特別委員会に対して諮問を行っています。今後、当社は、特別委員会による答申を最大限尊重し、当社取締役会としての最終的な意見を取りまとめます。

#### <訂正後>

株式会社セゾン情報システムズ(以下「当社」といいます。)は、ECM マスター ファンド SPV 1(以下「公開買付者」といいます。)により実施されている当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に反対し、株主の皆様の本公開買付けに応募しないよう推奨いたします。

株主の皆様におかれましては、くれぐれも本公開買付けに応じないようにしていただくとともに、既に本公開買付けに応募してしまった株主様につきましては、速やかに公開買付けに係る契約を解除していただきますようお願い申し上げます。

この当社の本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由の詳細については、添付別紙をご参照ください。

## 4 【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

&lt; 訂正前 &gt;

役 職	氏 名	所有株式数(株)	議決権数(個)
代表取締役会長	横山 三雄	—	—
代表取締役社長	宮野 隆	20,200	202
取締役	野津 浩生	11,300	113
取締役	赤木 修	3,700	37
取締役	土橋 眞吾	—	—
取締役	水江 司二	2,400	24
取締役	内田 和弘	100	1
取締役	安達 一彦	—	—
取締役	川野 忠明	3,400	34
常勤監査役	菅崎 悟	5,500	55
常勤監査役	北條 慎治	—	—
監査役	石井 泰次	—	—
監査役	小川 憲久	—	—
計	13名	46,600	466

(注) 所有株式数及び議決権数は平成26年9月30日現在のものです。

&lt;訂正後&gt;

役 職	氏 名	所有株式数(株)	議決権数(個)
代表取締役会長	横山 三雄	-	-
代表取締役社長	宮野 隆	20,400	204
取締役	野津 浩生	11,400	114
取締役	赤木 修	3,900	39
取締役	土橋 眞吾	-	-
取締役	水江 司二	2,500	25
取締役	内田 和弘	500	5
取締役	安達 一彦	-	-
取締役	川野 忠明	3,800	38
常勤監査役	菅崎 悟	5,500	55
常勤監査役	北條 慎治	-	-
監査役	石井 泰次	-	-
監査役	小川 憲久	200	2
計	13名	48,200	482

(注) 所有株式数及び議決権数は平成27年3月5日現在のものです。

## 6 【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

<訂正前>

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の買収を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与える者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の買収に対しては、当社の大規模買付ルールに従い対応してまいりますが、具体的な対応方針については、現時点においては未定です。

<訂正後>

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の買収を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定に重大な影響を与える者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の買収に対しては、当社の大規模買付ルールに従い対応してまいります。当社は、上記3「当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の別紙「(3) 本公開買付けに関する意見の理由」に記載のとおり、本公開買付けは、当社の株主利益に反し、当社の企業価値を毀損するおそれがある等と判断しておりますが、大規模買付ルールに定める新株予約権無償割当てが当社や当社の株主の皆様にご与える影響その他諸般の事情を総合的に勘案し、少なくとも現時点においては、対抗措置としてかかる新株予約権無償割当ては行わず、公開買付者を含む大規模買付者グループに対して当社の大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、公開買付者が本公開買付けにより(グループとして)28%の議決権割合を超えて当社の株式を取得した場合にはこれを売却等することにより、上記大規模買付者グループの議決権割合を28%未満に維持するよう要請します。